

## 休眠預金活用に関するお知らせ

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）」が2018年1月に施行されます。この法律により、お客様からお預かりしている預金等が長期間ご利用がない場合、最終取引日（最終異動日等）から10年6か月を経過するまでに、金融機関において公告（ホームページ上等に掲載）を行ったうえで、「休眠預金等」として預金保険機構に移管されます。

なお、預金等が預金保険機構に移管された後でも、お客様（ご本人様等）からのご請求によりいつでも払戻しいたします。

### 休眠預金の定義

「休眠預金等とは預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものと定義される（法第2条第6項）」と休眠預金を定義しています。

『預金等』とは預金保険法の付保対象とされているものを表します。

『異動』とは預金等に係る預金者等その他関係者がする引出し、預入れ、振込みその他事由をいいます。

『最終異動日等』とは、預金等に係る次のうち最も遅い日をいいます。

- ①当該預金等に係る異動（異動事由）が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として以下の「債権の行使が期待される事由及び債権の行使が期待される日」において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限ります（以下『通知の到達』という。）。
- ④当該預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

『債権の行使が期待される事由及び債権の行使が期待される日』とは以下によります

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては初回満期日）
- ②自動継続扱いの預金等について初回の満期日経過後に以下に掲げる『異動事由』が生じるもしくは「通知の到達」があったこと。当該事由が生じた期間の満期日
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により当該預金について支払いが停止されたこと 当該支払い停止が解除された日
- ④当該預金について強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分または国税滞納処分（その

例による処分を含む。)の対象となったこと 当該手続きが終了した日

- ⑤法定または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限る。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

#### 『異動事由』異動にあたる取引について

当金庫は以下の取引を休眠預金活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- ①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）。
- ②手形又は小切手の呈示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。）。
- ③預金者等から、当該預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
  - ア.公告の対象となる預金であるかの該当性
  - イ.預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤預金者等からの残高の確認があったこと
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと
- ⑦預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと
- ⑧預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
  - ア.当金庫の名称及び当該預金を取扱う店舗の名称
  - イ.当該預金の種別
  - ウ.口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - エ.当該預金の名義人の氏名または名称
  - オ.当該預金の元本の額
- ⑨総合預金規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

なお、当金庫では上記を勘案し、以下の異動事由について許可を受けております。

## 異動にあたるお取引一覧表

預金種類	法定異動事由	東京三協信用金庫が許可を受けている異動事由						ご契約内容の変更 など	お客様情報 の変更
		通帳			証書				
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越		
当座預金	・お預入れ  ・お引出し  ・振込の受入れ  ・振込による払出し  ・口座振替その他の事由による債権額の異動  ・手形又は小切手の提示、その他第三者による債権の支払請求	○	—	—	—	—	—		○(※2)
普通預金		○	○	○	—	—	—	○(※1)	
貯蓄預金		○	○	○	—	—	—	○(※1)	
納税準備預金		○	○	○	—	—	—		
通知預金		○	○	○	○	○	○	○(※3)	
スーパー定期預金		○	○	○	○	○	○	○(※4) ○(※5)	
大口定期預金		○	○	○	○	○	○	○(※4) ○(※5)	
定期積金		—	—	—	○	○	○		

財形貯蓄	<b>休眠預金等活用法の対象ではございません。</b>
マル優	

※1：お客様の届出によるキャッシュカードの発行（キャッシュカードの再発行も含む）、及びカードローン契約の終了または利息徴求、カードローンカードの再発行

※2：通帳又は証書の紛失や盗難の申出に限る

※3：解約予定日の設定、変更に限る

※4：証書から通帳若しくは通帳から証書への方式変更に限る

※5：総合口座担保による契約または総合口座担保への組入若しくは組入解除に限る

なお、異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがあります。

#### 「休眠預金等代替金に関する取扱い」

- 1) 当該預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき当該預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 2) 前項の場合、預金者等は当金庫を通じて当該預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- 3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
  - ①当該預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと。
  - ②当該預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握できる場合に限りです。）

- ③当該預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
  - ④当該預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- 4) 当金庫は次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
- ①当金庫が当該預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - ②当該預金について第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対し休眠預金等代替金の支払いを請求すること。
  - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
- 5) 本条については休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

#### 通知方法

当該預金について 前記に掲げる『最終異動日等』から 9 年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛てにご連絡させていただきます。